

姫路市都市計画審議会委員を募集します

姫路市では、政策形成過程で重要な役割を果たしている附属機関等の審議に、より広く市民の意見を反映させるという観点から、市民委員の公募を進めています。

このたび、本市の都市計画に関する決定や変更について審議している姫路市都市計画審議会に、市民の皆さんから委員を募集します。

◆ 募集要領 ◆

- 1 募集人員 2人
- 2 応募資格 「姫路市附属機関等の委員の公募に関する指針」に基づき、原則として次に掲げる全ての事項に該当する方とします。
① 姫路市内に在住か、在勤・在学している方
② 満18歳以上の方（令和8年4月1日現在）
③ 都市計画及びまちづくりについて、関心、熱意のある方
④ 審議会は平日の昼間に開催しますので、これに出席できる方
⑤ 姫路市議会議員、姫路市の職員でない方
⑥ 令和8年4月1日以降、姫路市の他の附属機関の委員でない方
- 3 任 期 委嘱した日から2年間（令和8・9年度の2年間）
- 4 内 容 年4回程度開催する都市計画審議会で意見を述べていただきます。報酬は、姫路市の規定に基づきお支払いします。
- 5 応募期間 令和8年1月13日（火）～令和8年2月20日（金）（必着）
(持参の場合、受付時間は、平日午前9時00分～午後5時00分)
- 6 応募方法 次の事を記入して都市計画課へ持参又は郵便、Eメールで送付してください。（様式は自由。又は、本書裏面の応募用紙をご活用ください。なお応募用紙は、姫路市ホームページからダウンロードすることができます。）
・住所、氏名、性別、生年月日、年齢、電話番号、職業及び勤務先
・応募の動機、都市計画又はまちづくりに携わった経験
・姫路市の都市計画についてのあなたの意見（400～800字程度）
- 7 選考方法 応募資格を満たした方の中から、書類選考の上、面接を行います。なお、選考の結果は個別に通知します。

姫路市都市計画審議会とは

都市計画法に基づき、都市計画に関する事項を審議するために、姫路市に置かれた附属機関であり、市が定める都市計画を審議したり、兵庫県が定める都市計画について市の意見を述べたりする機関であり、20人の委員で構成されています。

■お問い合わせ先

姫路市都市局まちづくり部都市計画課
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL: 079-221-2533
(平日 午前9時00分～午後5時00分)
FAX: 079-221-2757
E-mail: tkeikaku@city.himeji.lg.jp